

- 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係） 一～五百三十（略） 五百三十の二 <u>ベンジルアルコール</u> 五百三十一～六百三十三（略）	別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係） 一～五百三十（略） （新設） 五百三十一～六百三十三（略）